

土木工事標準積算基準

[I]

(総則・共通工・河川)

平成26年10月1日

平成27年 4月 1日一部改正

福島県土木部

工種区分	工種内容
海岸工事 (港湾・漁港に関わる海岸)	堤防, 突堤, 離岸堤, 護岸, 橋門, 水(閘)門, 養浜等の構築物に関する工事及びこれらに類する工事
空港用地造成工事	用地造成工事又は空港修繕工事にあたって, 次に掲げる工事 空港土木, 地盤改良工, 法面工, 擁壁工, 石・ブロック積(張)工, カルバート工, 小型水路工, 緑地工, 消防水利施設工, 棚工等の付帯施設工, プラストフェンス工, ケーブルダクト工, 構造物撤去工, 用地修繕工, 構造物修繕工及びこれらに類する工事
空港舗装工事	舗装の新設, 改良工事, 又は空港修繕工にあって, 次に掲げる工事 空港舗装工, 舗装工, 飛行場標識工, タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工, 舗装撤去工, 路面排水工, 防護柵工, 道路標識工, 道路付属施設工, 空港舗装修繕工, 舗装修繕工, 標識修繕工, 及びこれらに類する工事
空港維持工事	空港維持工事にあって, 次に掲げる工事 草刈工, 清掃工, 標識維持工, 植栽維持工, 緊急補修工, 除雪工及びこれらに類する工事

2-1 共通仮設費の率分

(1) 共通仮設費の率分の積算

共通仮設費の率分の算定は、別表第1(第1表～第8表)^{*1}の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。

※ 別表第1(第1表～第8表)は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済)の値である。

(2) 共通仮設費率の補正

イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正是別表第1(第1表～第8表)の共通仮設費率に下表の補正值を加算するものとする。ただし、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。

なお、下表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済、小数第2位止め(小数第3位四捨五入))の値である。

施工地域・工事場所区分		補正值(%)
市街地		3.00
重要港湾・市街地に係る漁港		2.25
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	
	a. 地方港湾その他の漁港	2.25
	b. 空港	2.25
	c. 上記a, b以外	2.25
施工場所が一般交通等の影響を受けない場合		0.0

注1) 施工地法の区分は以下のとおりとする。

市街地：施工地域が人口集中地区(DID地区)をいう。

DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

地方部：施工地区が上記以外の地区をいう。

重要港湾：小名浜港、相馬港

地方港湾：江名港、中之作港、久之浜港、翁島港、湖南港

注2) 施工場所区分は以下のとおりとする。

- 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通等の影響を受ける場合
②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合

工種区分	工種内容
海岸工事 (港湾・漁港に関わる海岸)	堤防, 突堤, 離岸堤, 護岸, 橋門, 水(閘)門, 養浜等の構築物に関する工事及びこれらに類する工事
空港用地造成工事	用地造成工事又は空港修繕工事にあたって, 次に掲げる工事 空港土木, 地盤改良工, 法面工, 擁壁工, 石・ブロック積(張)工, カルバート工, 小型水路工, 緑地工, 消防水利施設工, 棚工等の付帯施設工, プラストフェンス工, ケーブルダクト工, 構造物撤去工, 用地修繕工, 構造物修繕工及びこれらに類する工事
空港舗装工事	舗装の新設, 改良工事, 又は空港修繕工にあって, 次に掲げる工事 空港舗装工, 舗装工, 飛行場標識工, タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工, 舗装撤去工, 路面排水工, 防護柵工, 道路標識工, 道路付属施設工, 空港舗装修繕工, 舗装修繕工, 標識修繕工, 及びこれらに類する工事
空港維持工事	空港維持工事にあって, 次に掲げる工事 草刈工, 清掃工, 標識維持工, 植栽維持工, 緊急補修工, 除雪工及びこれらに類する工事

2-1 共通仮設費の率分

(1) 共通仮設費の率分の積算

共通仮設費の率分の算定は、別表第1(第1表～第8表)^{*1}の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。

※ 別表第1(第1表～第8表)は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済)の値である。

(2) 共通仮設費率の補正

イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正是別表第1(第1表～第8表)の共通仮設費率に下表の補正值を加算又は補正係数を乗じるものとする。ただし、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。

なお、下表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済(復興係数適用済、小数第2位止め(小数第3位四捨五入))の値である。

施工地域・工事場所区分	補正值(%) 右記以外の工事	補正係数
市街地	3.00	1.3
重要港湾・市街地に係る漁港	2.25	
施工場所が一般交通等の影響を受ける場合		
a. 地方港湾その他の漁港	2.25	
b. 空港	2.25	
c. 上記a, b以外	2.25	
施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	

注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市街地：施工地域が人口集中地区(DID地区)をいう。

DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

地方部：施工地区が上記以外の地区をいう。

重要港湾：小名浜港、相馬港

地方港湾：江名港、中之作港、久之浜港、翁島港、湖南港

注2) 施工場所区分は以下のとおりとする。

- 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通等の影響を受ける場合
- ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
- ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合

第5-1表

対象額 適用区分 工種区分	600万円 以下	600万円を超える50億円以下	10億円を超えるもの
	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする
海岸工事(港湾・漁港に関わる海岸)	19.62	A 611.8500 b -0.2204	6.36

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第6表

対象額 適用区分 工種区分	600万円 以下	600万円を超える4億円以下	4億円を超えるもの
	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする
港湾・漁港構造物工事・海岸工事	9.18	A 2,130.6000 b -0.3490	2.12

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第7表

対象額 適用区分 工種区分	500万円 以下	500万円を超える50億円以下	50億円を超えるもの
	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする
空港用地造成工事	21.68	A 996.6000 b -0.2482	3.90
空港舗装工事	21.24	A 913.0500 b -0.2438	3.95

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第8表

対象額 適用区分 工種区分	500万円 以下	500万円を超える2億円以下	2億円を超えるもの
	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする
空港維持工事	9.98	A 191.4000 b -0.1915	4.92

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

(4) 算定式

$$K_r = A \cdot P^b$$

ただし、 K_r : 共通仮設費率 (%)

P : 対象額 (円)

A, b : 変数値

注) 1. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする

2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1) 率計算式による部分」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

第5-1表

対象額 適用区分 工種区分	600万円 以下	600万円を超える50億円以下	10億円を超えるもの
	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする
海岸工事(港湾・漁港に関わる海岸)	A 19.62	b 611.8500 -0.2204	6.36

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第6表

対象額 適用区分 工種区分	600万円 以下	600万円を超える4億円以下	4億円を超えるもの
	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする
港湾・漁港構造物工事・海岸工事	A 9.18	b 2,130.6000 -0.3490	2.12

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第7表

対象額 適用区分 工種区分	500万円 以下	500万円を超える50億円以下	50億円を超えるもの
	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする
空港用地造成工事	A 21.68	b 996.6000 -0.2482	3.90

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第8表

対象額 適用区分 工種区分	500万円 以下	500万円を超える20億円以下	20億円を超えるもの
	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする
空港舗装工事	A 21.24	b 913.0500 -0.2438	4.94

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第9表

対象額 適用区分 工種区分	500万円 以下	500万円を超える2億円以下	2億円を超えるもの
	下記の率とする	(4)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする
空港維持工事	A 9.98	b 191.4000 -0.1915	4.92

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

(4) 算定式

$$K_r = A \cdot P^b$$

ただし、 K_r : 共通仮設費率 (%)

P : 対象額 (円)

A, b : 変数値

注) 1. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする

2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算式による部分」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

平成27年4月1日以降起工適用

2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正

(イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正是別表第1（第1表～第9表）の現場管理費率に下表の補正值を加算するものとする。ただし、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝の現場管理費率を適用する工事には適用しない。

なお、下表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済、小数第2位止め（小数第3位四捨五入））の値である。

施工地域・工事場所区分		補正值(%)
市街地		1.80
重要港湾・市街地に係る漁港		1.20
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	
	a. 地方港湾その他の漁港	1.20
	b. 空港	1.20
	c. 上記 a, b 以外	1.20
施工場所が一般交通等の影響を受けない場合		0.0

注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市街地：施工地域が人口集中地区（D I D地区）をいう。

地方部：施工地区が上記以外の地区をいう。

重要港湾：小名浜港、相馬港

地方港湾：江名港、中之作港、久之浜港、翁島港、湖南港

注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通等の影響を受ける場合

②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合

③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合

(ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において、地域区分が2つ以上となる場合には、補正值の大きい方を適用する。

3) その他

設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正できることとなった場合は変更設計の対象として処理するものとする。

(4) 支給品の取扱い

1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。

平成27年3月31日迄起工適用

2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正

(イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正是別表第1（第1表～第9表）の現場管理費率に下表の補正值を加算又は補正係数を乗じるものとする。ただし、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝の現場管理費率を適用する工事には適用しない。

**なお、下表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済
(復興係数適用済、小数第2位止め(小数第3位四捨五入))の値である。**

施工地域・工事場所区分	補正值(%) 右記以外の 工事	補正係数
市街地	1.80	1.1
重要港湾・市街地に係る漁港	1.20	
施工場所が一般交通等の影響を受ける場合		
a. 地方港湾その他の漁港	1.20	
b. 空港	1.20	
c. 上記a, b以外	1.20	
施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	

注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市街地：施工地域が人口集中地区（DID地区）をいう。

地方部：施工地区が上記以外の地区をいう。

重要港湾：小名浜港、相馬港

地方港湾：江名港、中之作港、久之浜港、翁島港、湖南港

注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通等の影響を受ける場合

②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合

③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合

(ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において、地域区分が2つ以上となる場合には、補正值の大きい方を適用する。

3) その他

設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正できることとなった場合は変更設計の対象として処理するものとする。

(4) 支給品の取扱い

1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。

平成27年4月1日以降起工適用

別表第1

現 場 管 理 費 率 標 準 値

第1表

工種区分 適用区分	対象額 700万円 以 下	700万円を超える10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする	
		(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による			
		A	b		
河川工事	45.76	1035.3600	-0.1979	17.14	
河川・道路構造物工事	31.07	47.9963	-0.0276	27.10	
海岸工事	29.50	93.9853	-0.0735	20.48	
道路改良工事	35.44	69.3600	-0.0426	28.69	
鋼橋架設工事	43.28	97.9126	-0.0518	33.47	
P C 橋工事	33.35	105.7200	-0.0732	23.20	
舗装工事	43.52	576.4094	-0.1639	19.30	
砂防・地すべり等工事	49.18	1185.1970	-0.2019	18.06	
公園工事	46.66	351.9600	-0.1282	24.70	
電線共同溝工事	64.52	2023.4339	-0.2186	21.82	
情報ボックス工事	58.21	1457.0108	-0.2043	21.12	

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第2表

工種区分 適用区分	対象額 200万円 以 下	200万円を超える1億円以下		1億円を超えるもの 下記の率とする	
		(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による			
		A	b		
道路維持工事	56.42	317.6400	-0.1191	35.41	
河川維持工事	46.09	171.1033	-0.0904	32.36	

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第3表

工種区分 適用区分	対象額 1,000万円 以 下	1,000万円を超える20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする	
		(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による			
		A	b		
共同溝工事	(1)	55.12	348.9600	-0.1145	30.05
	(2)	42.00	103.0800	-0.0557	31.27
トンネル工事		49.38	191.5200	-0.0841	31.62
下水道工事	(1)	36.35	42.3607	-0.0095	34.56
	(2)	41.32	199.5579	-0.0977	24.62
	(3)	35.65	46.4414	-0.0164	32.69

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

別表第1

現 場 管 理 費 率 標 準 値

第1表

工種区分 適用区分	対象額	700万円 以 下	700万円を超える10億円以下	10億円を超えるもの
		下記の 率 とする	(9)の算定式により算出された 率とする。ただし、変数値は下記 による	
			A	b
河川工事	50.42	1402.7748	-0.2110	17.70
河川・道路構造物工事	33.86	63.1153	-0.0395	27.84
海岸工事	32.28	124.7766	-0.0858	21.08
道路改良工事	39.28	96.0001	-0.0567	29.65
鋼橋架設工事	46.87	126.7170	-0.0631	34.27
P C 橋工事	36.11	135.7200	-0.0840	23.81
舗装工事	47.27	746.6897	-0.1751	19.82
砂防・地すべり等工事	53.50	1538.0400	-0.2131	18.58
公園工事	50.02	439.5600	-0.1379	25.24
電線共同溝工事	70.58	2682.7200	-0.2308	22.46
情報ボックス工事	63.19	1884.1241	-0.2154	21.70

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第2表

工種区分 適用区分	対象額	200万円 以 下	200万円を超える1億円以下	1億円を超えるもの
		下記の 率 とする	(9)の算定式により算出された 率とする。ただし、変数値は下記 による	
			A	b
道路維持工事	61.37	380.1494	-0.1257	37.52
河川維持工事	49.54	200.0400	-0.0962	34.01

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第3表

工種区分 適用区分	対象額	1,000万円 以 下	1,000万円を超える20億円以下	20億円を超えるもの
		下記の 率 とする	(9)の算定式により算出された 率とする。ただし、変数値は下記 による	
			A	b
共同溝工事	(1)	58.74	441.2645	-0.1251
	(2)	45.00	132.7175	-0.0671
トンネル工事		52.75	244.3062	-0.0951
下水道工事	(1)	40.15	60.9600	-0.0259
	(2)	44.29	256.1839	-0.1089
	(3)	37.90	58.0800	-0.0265

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第4表

工種区分 適用区分	対象額	3億円 以下	3億円を超える50億円以下	50億円を超えるもの
	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
コンクリートダム	26.08	275.6346	-0.1208	18.56
フィルダム	38.04	148.5640	-0.0698	31.26

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第5表

工種区分 適用区分	対象額	700万円 以下	700万円を超える20億円以下	20億円を超えるもの	
	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	
		A	b		
港湾・漁港工事	24.42	72.1200	-0.0687	16.56	
港工事	構造物工事	25.85	37.3161	-0.0233	22.66

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第5-1表

工種区分 適用区分	対象額	700万円 以下	700万円を超える10億円以下	10億円を超えるもの
	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
海岸工事（漁港・港湾に關わる海岸）	29.50	93.9746	-0.0735	20.48

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第6表

工種区分 適用区分	対象額	700万円 以下	700万円を超える4億円以下	4億円を超えるもの
	下記の率とする	(9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
港湾・漁港構造物工事・海岸工事	23.94	83.1576	-0.0790	17.39

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

平成27年3月31日迄起工適用

第4表

工種区分 適用区分	対象額	3億円 以下	3億円を超える50億円以下	50億円を超えるもの
	下記の 率 とする	(9)の算定式により算出された 率とする。ただし、変数値は下 記による		下記の 率 とする
		A	b	
コンクリートダム	27.12	361.5600	-0.1327	18.67
フィルダム	39.70	199.8006	-0.0828	31.44

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第5表

工種区分 適用区分	対象額	700万円 以下	700万円を超える20億円以下	20億円を超えるもの	
	下記の 率 とする	(9)の算定式により算出された 率とする。ただし、変数値は下 記による		下記の 率 とする	
		A	b		
港湾・漁港工事	27.40	106.4502	-0.0861	16.84	
港工事	構造物工事	28.28	50.7544	-0.0371	22.93

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第5-1表

工種区分 適用区分	対象額	700万円 以下	700万円を超える10億円以下	10億円を超えるもの
	下記の 率 とする	(9)の算定式により算出された 率とする。ただし、変数値は下 記による		下記の 率 とする
		A	b	
海岸工事（漁港・港湾に關わる海岸）	32.28	124.7766	-0.0858	21.08

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第6表

工種区分 適用区分	対象額	700万円 以下	700万円を超える10億円以下	10億円を超えるもの
	下記の 率 とする	(9)の算定式により算出された 率とする。ただし、変数値は下 記による		下記の 率 とする
		A	b	
港湾・漁港構造物工事・海岸工事	26.20	107.8800	-0.0898	18.22

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第7表

工種区分 適用区分	対象額 400万円 以下	400万円を超えるもの 50億円を 超えるもの	
	A 下記の率とする	b (9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする
空港用地造成工事	38.15	118.9121 -0.0748	22.38

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第8表

工種区分 適用区分	対象額 400万円 以下	400万円を超えるもの 20億円を 超えるもの	
	A 下記の率とする	b (9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする
空港舗装工事	32.65	168.1034 -0.1078	16.70

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第9表

工種区分 適用区分	対象額 400万円 以下	400万円を超えるもの 2億円を 超えるもの	
	A 下記の率とする	b (9)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による	下記の率とする
空港維持工事	42.67	69.8400 -0.0324	37.60

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

(9) 算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b$$

ただし、 J_o ：現場管理費率 (%)

N_p ：純工事費 (円)

A, b : 変数値

注) 1. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする

2. 対象額とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1) 率計算式による部分の（二）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

第7表

工種区分 適用区分	対象額	500万円 以下	500万円を超えるもの	50億円を 超えるもの
		A	b	
空港用地造成工事	40.45	149.8859	-0.0849	22.51

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第8表

工種区分 適用区分	対象額	500万円 以下	500万円を超えるもの	20億円を 超えるもの
		A	b	
空港舗装工事	34.31	213.1151	-0.1184	16.88

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

第9表

工種区分 適用区分	対象額	500万円 以下	500万円を超えるもの	2億円を 超えるもの
		A	b	
空港維持工事	71.56	605.0400	-0.1384	42.95

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

(9) 算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b$$

ただし、 J_o ：現場管理費率 (%)

N_p ：純工事費 (円)

A, b ：変数値

注) 1. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする

2. 対象額とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1) 率計算式による部分の（二）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

2 付加利益

- (1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等
- (2) 株主配当金
- (3) 役員賞与金
- (4) 内部留保金
- (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

3 一般管理費等の算定

一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乘じて得た額の範囲内とする。

4 一般管理費等率の補正

(1) 前払金支出割合の相違による取扱い

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乘じて得た率とする。

(2) 契約の保証に必要な費用の取扱い

前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第3の補正值を加算したものを一般管理費等とする。

(3) 支給品等の取扱い

資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

(4) 自社製品の取扱い（プレテン行、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について

自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。

別表第1

一般管理費等率

(1) 前払金支出割合が35%を超える40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	14.38%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.22%

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -2.57651 \times \log(C_p) + 31.63531 \text{ (%)}$$

ただし、 G_p ：一般管理費等率 (%)

C_p ：工事原価（単位円）

（注）1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第2

一般管理費等率の補正

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

（注）別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数第3位を四捨五入して2位止めとする。

2 付加利益

- (1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等
- (2) 株主配当金
- (3) 役員賞与金
- (4) 内部留保金
- (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

3 一般管理費等の算定

一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乘じて得た額の範囲内とする。

4 一般管理費等率の補正

(1) 前払金支出割合の相違による取扱い

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乘じて得た率とする。

(2) 契約の保証に必要な費用の取扱い

前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第3の補正值を加算したものを一般管理費等とする。

(3) 支給品等の取扱い

資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

(4) 自社製品の取扱い（プレテン桟、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について

自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。

別表第1

一般管理費等率

(1) 前払金支出割合が35%を超える場合

工事原価	500万円以下	500万円を超える30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -4.63586 \times \log(C_p) + 51.34242 \quad (\%)$$

ただし、 G_p ：一般管理費等率 (%)

C_p ：工事原価（単位円）

（注）1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第2

一般管理費等率の補正

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超える15%以下	15%を超える25%以下	25%を超える35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

（注）別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数第3位を四捨五入して2位止めとする。